

パラグアイの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

パラグアイ共和国（スペイン語では「República del Paraguay」。英語では「Republic of Paraguay」。以下「パラグアイ」²という）は、南米大陸のほぼ中央部に位置する内陸国であり、東側はブラジル、南西側はアルゼンチン、北西側はボリビアに隣接する立憲共和制国家である。

パラグアイは、日本から見ると、ほぼ地球の反対側にあり、時差は12時間である。国土は日本の約1.1倍、人口は約680万人であり、国民の約85%はメスティーソ（先住民と白人との混血）である。首都はアスンシオン、公用語はスペイン語及びグアラニー語、通貨の単位はグアラニーである。産業としては、従来より、農牧畜業が盛んである³が、近時は、水力発電所による豊富な電力や安価な労働力等を背景として、自動車部品、造船等の分野で外国企業の進出が増加している。

現在のパラグアイのある地域には、先住民（グアラニー人）が居住していたが、1537年にスペインの探検隊によりアスンシオンが建設され、スペイン領となった。1617年にはアスンシオンを中心とする総督領となり、その後、リオ・デ・ラ・プラタ総督領とトゥクマン総督領への分離を経て、1776年にラ・プラタ副王領に併合された。

1811年、パラグアイは、南米初の共和国として、スペインからの独立を宣言した。しかし、1864年から1870年までのアルゼンチン、ブラジル及びウルグアイとの三国同盟戦争で敗戦し、領土の4分の1を失い、人口も半分以下に激減した。さらに、1932年から1935年までのボリビアとのチャコ戦争（チャコ地方北部の領有権をめぐる戦争）も、パラグアイは戦争には勝利したが、大きな経済的打撃を被った。

1954年のクーデターで誕生したストロエスネル政権は、反体制派を国外に追放する等、独裁支配体制を敷いたが、35年間に及んだ同政権は、1989年のクーデターで崩壊した。1993年の大統領選挙で当選したワスモン政権により、パラグアイは民政に移管した⁴。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「パラグアイ」という国名の由来については諸説あるが、先住民族であるグアラニー族の言葉で、「大きな川」を意味するという説等がある。

³ とくに、日本人移住者により栽培が推進された大豆は、その後、パラグアイの主要輸作物の一つとなった。

⁴ 本稿におけるパラグアイの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド

パラグアイは、アルゼンチンとブラジルという大国に挟まれた小国であるため、前述したように、歴史的には、両国に翻弄された苦い経験を有するが、経済的にみれば、パラグアイがアルゼンチンとブラジルという大国に隣接していることは、大きなメリットであるともいえる。また、パラグアイは、南米諸国の中で唯一、中華民国（台湾）との間で国交を有している。

パラグアイは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した⁵。現在の加盟国は、パラグアイのほか、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

パラグアイの法制度⁶は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。パラグアイは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、パラグアイの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、アルゼンチンやブラジル等の周辺諸国や他の欧州諸国等の法制度の影響を受けている。

パラグアイの主な法源は、憲法、条約、制定法、政令、規則等である。パラグアイの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。パラグアイの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。「司法組織法」によると、裁判官は、判決を下すにあたり、判例に従わなければならないと規定されている⁷。

日本とパラグアイの相互交流が活発になり、日本企業のパラグアイ進出が増加するに伴い、日本企業がパラグアイにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、パラグアイの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、パラグアイの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい⁸。

II 知的財産法全般

2019年版』(二宮書店、2018年)448～449頁等を参照した。

⁵ パラグアイは、2012年6月、議会によるルゴ大統領に対する弾劾手続の際に、ルゴ大統領に十分な抗弁の機会が与えられなかったことを理由に、メルコスールを資格停止処分となっていたが、2013年8月、メルコスールに復帰した。

⁶ パラグアイの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第10回 パラグアイ」(『国際商事法務 Vol.46, No.2』(国際商事法研究所、2018年)所収)を参照されたい。

⁷ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Paraguay1.html>

⁸ 本稿の執筆にあたっては、主に、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「パラグアイ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」、並びに②ウェブページ「Paraguay IP Country Factsheet」等を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>

<https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/content/paraguay-ip-country-factsheet>

パラグアイの憲法⁹には、著作者及び発明者等の独占権が法律により保護される旨の明文規定が置かれている（110条）。また、「特許法」、「意匠法」、「商標法」、「著作権及び隣接権法」、「種苗及び育成者保護法」等により、パラグアイの知的財産法の主な制度が形作られている。なお、半導体集積回路配置法はまだ制定されていない。

パラグアイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、モンテビデオ・パン・アメリカン条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。なお、パラグアイは、特許協力条約（PCT）、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するパラグアイの政府機関のうち最も主要なものである国家知的財産局（National Directorate of Intellectual Property (DINAPI)）¹⁰は、アスンシオンに設立され、特許出願、実用新案出願、商標出願の審査等の業務を行っているほか、著作権、著作隣接権、地理的表示、技術譲渡についても管轄権を有している。

Ⅲ 特許・実用新案

1 総説

特許・実用新案については、「特許法」¹¹に規定されている。「特許法」における規定の大部分は、特許に関するものであるため、本稿では、特許について概要を説明することとし、実用新案については省略する。

2 発明

「特許法」によると、①単なる発見、科学的理論及び算術的方法、②純粋な審美的創作物、③事業計画・経済的原則等、④コンピュータ・プログラム、⑤単なる情報の提示等は、不特許事由とされている。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日前に世界のい

⁹ パラグアイ憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Paraguay_2011.pdf

また、パラグアイ憲法の日本語訳（但し、第101条まで）は、相澤正雄・青砥清一監訳・編集『対訳 パラグアイ共和国憲法典 改訂版』（2007年）に掲載されている。

¹⁰ <https://www.dinapi.gov.py/>

¹¹ 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」2～7頁を参照した。

いずれかの国・地域において公表され、公衆に利用可能とされた発明は、新規性を喪失する。

3 出願

パラグアイは、日本と同様に、先願主義を採用している。

国家知的財産局への出願をしようとする者は、パラグアイの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。外国語で作成された文書は、パラグアイの登録翻訳者により、スペイン語に翻訳される必要がある。

日本出願を基礎としてパラグアイで優先権を主張して出願する場合は、優先権証明書の翻訳を提出しなければならない。

4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

国家知的財産局が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から 60 日以内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 18 か月経過後に公開される（パラグアイには、知的財産権の官報が無いため、新聞での公表が行われる）。

出願が新聞に公表された後、第三者は、当該特許出願について、自己の意見を提出することができる。また、国家知的財産局の審査官は、出願人に対し、他の国・地域の特許庁で行われた新規性等の特許要件に関する書類の提出を要求することができる。これらの第三者による意見及び審査官による要求は、出願人に通知される。出願人は、当該通知日から 60 日以内に応答しなければならない。

特許出願については、方式審査のほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。なお、パラグアイでは、実体審査請求制度は採用されていない。

審査官による実体審査が行われると、審査官は、国家知的財産局の長官に対し、実体審査結果報告書を提出しなければならない。国家知的財産局の長官は、当該報告書の受領日から 60 日以内に、特許権付与の可否について決定をしなければならない。

出願日又は優先日前に、パラグアイ国内又は世界のいずれかにおいて、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない（絶対的新規性）。また、出願日又は優先日よりも前に出願された先願の内容と同一の後願は、特許を受けることはできない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①特許を受ける権利を有する者が、出願日又は優先日前の 12 か月以内に発明を公表した場合、②契約違反等の不法な行為により出願日又は優先日前の 12 か月以内に発明が公表された場合がある。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、最終的に拒絶査定が発

行される。出願人は、拒絶査定が発行日から 15 日以内に、国家知的財産局に対し、不服申立てを行うことができる。

5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許付与が認められる。特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年である。

特許権侵害行為は、①特許製品の製造、使用、販売申出、販売又は輸入、②特許方法の使用、③特許方法により得られた製品の使用、販売申出、販売又は輸入である。但し、特許権侵害が成立しない場合として、①特許を専ら実験又は非商業目的のために使用する場合、②特許を専ら授業又は科学的・学術的な研究目的のために使用する場合、③特許権者又は被許諾者による合法的使用により特許が消滅している場合、④特許権満了後に利用するために情報収集の目的で実験的に使用する場合（ボーラー条項）、⑤先使用が証明された場合が挙げられる¹²。

特許権行使の時効は、①特許権者が、侵害の事実を知った日から 2 年、②最後の侵害行為の日から 4 年のうち、いずれか短い期間である。

共有にかかる特許権を行使するには、他方の共有者への通知等を要しない。

特許権侵害に対する民事的救済としては、侵害行為の停止、損害賠償、輸出入の禁止、侵害品の廃棄等がある。民事訴訟による暫定救済の請求も可能である。犯罪が成立する場合は、刑事的手段を採ることも可能である。

IV 意匠

1 要件

パラグアイの「意匠法」¹³によると、2種類の意匠が定義されている。即ち、①工業的デザイン（工業的製品の外観に与えることを目的とした、線・色彩等の結合であって、二次元のもの）、及び②工業的ひな型（工業的製品の外観に与えることをも目的とした、物品の製造のために型として用いられるプラスチックの型で、三次元のもの）である。

2 出願

パラグアイでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

国家知的財産局への出願をしようとする者は、パラグアイの現地代理人を選任しなければならない。

¹² 前掲「侵害ガイド」6～7 頁。

¹³ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」7～8 頁を参照した。

3 審査

出願後は、方式要件に合致しているか否か、及び不登録事由に該当しないか否かについて審査され、その後、新規性及び創造性等についての実体審査が行われる。

出願後は、まず方式要件について審査される。

国家知的財産局が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知発行日から 30 日以内に補正をする必要がある。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

方式要件を満たす出願は、新聞に掲載されることにより公開される。

出願が新聞に掲載されて公表された後 60 日以内に、第三者は、当該意匠出願について、異議申立てを行うことができる。国家知的財産局の長官が異議申立てを認める決定を行った場合、出願人は、産業貿易大臣に対し、不服申立てを行うことができる。

意匠登録を受けるための要件は、「新規性」及び「創造性」である。「新規性」に関しては、パラグアイでは、絶対的新規性が採用されている。したがって、出願に係る意匠が、出願日又は優先日の前に、書面、使用又は他の手段により世界のいずれかの場所で公になっている場合、新規性の要件を満たさない。

4 登録

出願が新聞に公表された後 60 日以内に異議申立てが行われず、又は異議申立てが認められなかった場合、国家知的財産局は、出願に係る意匠の登録を付与し登録証を発行する。

意匠権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 5 年である。さらに 5 年間の更新が 2 回認められるため、意匠権の存続期間は、最長で出願日から 15 年間となる。

第三者が、意匠権者の許諾を得ずに、業として、①意匠に係る物品を製造し若しくは販売の申出をし、又は②意匠に係る物品を販売し、展示し若しくは輸入した場合、意匠権侵害が成立する。

意匠権侵害に対する民事的救済としては、侵害行為の停止、損害賠償等がある。民事訴訟による暫定救済の請求も可能である。犯罪が成立する場合は、刑事的手段を採ることも可能である（5 年以上の禁固又は罰金、重大な事案の場合は 2 年以上 8 年以下の禁固）。

意匠権侵害行為は、①意匠製品の製造、輸入、販売、販売申出又は賃貸、②意匠製品を流通させるその他の取引行為である。但し、意匠権侵害が成立しない場合として、①意匠を専ら非商業目的のために使用する場合、②先使用又は公知を証明できる場合が挙げられる¹⁴。

意匠権行使の時効は、特許権者が、侵害の事実を知った日から 2 年である。

V 商標

1 商標

¹⁴ 前掲「侵害ガイド」7～8 頁。

「商標法」¹⁵は、商品及びサービスを識別することができるあらゆる符号は、商標となる
と規定している。したがって、立体商標のほか、香り、音、動き、位置、ホログラムの商標
も登録が可能である。また、団体商標、証明商標、防護商標の制度がある。

パラグアイの商標法は、商標についてだけでなく、商号及び不正競争¹⁶についても規定し
ている。

2 出願

パラグアイは、先願主義及び一商標一区分制を採用している。

国家知的財産局への出願をしようとする者は、パラグアイの現地代理人を選任しなけれ
ばならない。

2017年からは、パラグアイにおける全ての商標出願は、電子出願によることが義務付け
られている。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。外国語で作成された文書は、パラグア
イの登録翻訳者により、スペイン語に翻訳される必要がある。

パラグアイでは、実務上、商標の出願から登録まで、およそ8か月～11か月かかる（異
議申立て等が行われなかった場合）¹⁷。

パラグアイは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟していないため、
マドプロ出願によりパラグアイでの商標登録を受けることができない。

パラグアイは、ニース協定には加盟していないが、ニース協定の国際分類が適用されてい
る。

なお、パラグアイでは、コンセント（同意書）制度は採られていない。

3 審査

出願後は、まず、方式要件について審査され、次に、不登録事由等についての実体審査が
行われる。方式審査を通過した商標登録出願の全件につき実体審査が行われるため、審査請
求制度は採用されていない。

出願された商標が方式要件を満たす場合、商標登録出願は公告される（新聞に、商標、出
願人の名称、出願番号、商品又はサービスの区分等を掲載する）。第三者は、当該公告日か
ら60日以内に異議申立てを行うことができる。

出願が新聞に掲載されて公告された後60日以内に異議申立てが行われず、又は異議申立
てが認められなかった場合、出願は実体審査に付される。

不登録事由としては、①公序良俗に反するおそれのある商標、②国家又は国際機関等の紋

¹⁵ 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」9～12頁を参照
した。

¹⁶ 商標法だけでなく、商法にも、不正競争に関する規定が含まれている。

¹⁷ <https://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/content/paraguay-ip-country-factsheet>

章・記章、国旗等、③商品又はサービスの普通名称からなる商標、④登録された商標と同一又は類似する商品について同一又は類似する商標の場合等がある。

出願された商標が不登録事由に該当し又は登録要件を満たさない場合は、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、5日以内に不服申立てを行うことができる。

出願された商標が不登録事由に該当せず且つ登録要件を満たす場合は、商標は登録され、登録証が発行される。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は登録日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、原則として、期間満了前12か月以内に行わなければならない。更新申請せずに期間満了となった場合でも、満了後6か月以内であれば、更新申請が可能である（グレースピリオド）。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止、損害賠償及び侵害物の差押・廃棄を請求することができる。商標権者は、商標権行使に際して、商標権を使用している事実を証明しなければならない。

出願時には、出願人は、当該商標の使用義務を負わない。しかし、登録後、正当な理由なく、パラグアイ国内で、登録商標が継続して5年以上使用されていない場合、利害関係人は、当該商標の登録取消し訴訟を提起することができる。

商標権侵害行為は、①登録商標の指定商品又はサービスに関連する製品及びそれらの容器、包装紙又は梱包用材に、同一又は類似する標章を適用又は配置する行為、②製品に付された登録商標を商業目的で削除又は改変する行為、③商標を複製し、ラベル、容器、包装紙、梱包用材及びその他の物品を製造、販売又は不法所持する行為、④登録商標が付され使用された容器、包装紙又は梱包用材を商業目的で再補充又は再使用する行為、⑤商標権者と誤認又は関係があるように登録商標と同一又は類似する標章を商業目的で使用する行為、⑥商品、サービス又は事業活動に登録商標と同一又は類似する標章を使用し、商標の消尽、価値・評判を低下させ、商標権者又は当該登録商標に不当な経済的不利益又は損害を及ぼす行為、⑦非商業目的の利用であっても、公然と登録商標と同一又は類似する標章を使用することにより、登録商標の識別力、広告上の価値、又は商標の不正行使を弱体化させる行為、⑧商品又はサービスを偽造・粗悪・模倣して提供する行為が挙げられる¹⁸。なお、並行輸入は、商標法上、認められている。

商標権行使の時効は、①商標権者が、侵害の事実を知った日から2年、②最後の侵害行為の日から4年、のうち、いずれか短い期間である。

商標権侵害に対する民事的救済としては、侵害行為の停止、損害賠償、輸出入の禁止等がある。民事訴訟による暫定救済の請求も可能である。犯罪が成立する場合は、刑事的手段を

¹⁸ 前掲「侵害ガイド」9～10頁。

採ることも可能である（5年以下の禁固）。

VI 著作権

1 著作物

「著作権及び隣接権法」は、科学、文学又は芸術というように全ての分野の知的創作物を保護の対象としており、複製される媒体の種類には関わらない。現在、パラグアイにおいて著作権の保護の対象となるものは、あらゆる分野にわたっており、コンピュータ・プログラム、データ編集物、演劇、音楽、ミュージカル、映画、振り付け、パントマイム、デッサン、絵画、彫刻、建築、貿易・産業に応用される芸術・科学のモデル及び作品、印刷物、計画、地図、写真、録音等、複製手段を問わず、全ての科学的、文学的又は芸術的な制作物が含まれる。

2 著作権

「著作権及び隣接権法」によると、著作権者の権利は、人格権及び著作財産権の2種類に分かれる。人格権としては、①公表権、②氏名表示権、③同一性保持権、④市場から著作物を排除する権利がある。著作財産権としては、①複製権、②伝達権、③頒布権、④輸入権、⑤翻訳・改変権、⑥その他の形式での著作物の利用権がある¹⁹。

原則として、著作権は、著作物の公表から著作者の生存期間中及びその者の死後70年間保護される。共同著作者により創作された著作物の著作権の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死後70年間保護される。匿名著作物の場合は、著作物の公表から70年間保護される。また、編集著作物、プログラム著作物、映像音響作品及び放送作品は、最初の公表から70年間保護される²⁰。

著作権の登録は任意であるが、国家知的財産局への登録が可能である。

パラグアイは、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWIPO著作権条約に加盟している。外国の著作物についてパラグアイで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はパラグアイが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はパラグアイでも保護される。但し、パラグアイの「著作権及び隣接権法」で定められた著作権保護期間を超えることはできない。

3 侵害

著作権者の許諾を得ずに、著作権を実施する行為は、著作権侵害行為となる。但し、以下

¹⁹ 前掲「侵害ガイド」12頁。

²⁰ 前掲「侵害ガイド」13～14頁。

の場合は、著作権侵害行為とはならない²¹。

- ①直接的又は間接的に利益を得る目的がなく、家庭で行われた行為
- ②無料の政府又は地域の催事等で公共の利益においてなされた行為
- ③教育目的で行われた行為
- ④商業施設で映像音響機器の販売又は映像音響製品のデモンストレーションのためにのみ行われた行為
- ⑤裁判又は行政上の証拠として使用する行為
- ⑥教育又は試験のために複製する行為
- ⑦公共図書館等で保存の目的で一部を複製する行為
- ⑧裁判又は行政手続のために複製する行為
- ⑨著作者・題名等を掲載することを条件に、道路・公園等の公共施設に設置する目的で芸術作品を複製する行為
- ⑩図書館等で一般的に合法的な著作物を貸し出す行為
- ⑪専ら視覚障害者の無償での利用のために点字その他の形式で複製する行為
- ⑫政府集団又は非営利組織等の標章、エンブレム、識別マークとして著作物を使用する行為

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

著作権侵害に対する民事的救済としては、侵害行為の停止、損害賠償、輸出入の禁止等がある。民事訴訟による暫定救済の請求も可能である。犯罪が成立する場合は、刑事的手段を採ることも可能である（5年以下の禁固又は罰金）。

Ⅶ エンフォースメント

1 総説

パラグアイは、ブラジル、アルゼンチン及びボリビアと国境を接しており、メルコスールのほぼ中心に位置していることから、商品流通の中継地点となっている。そのため、模倣品の流通拠点ともなっている。とくに、パラグアイ、ブラジル及びアルゼンチンの3か国の国境に近い「シウダ・デル・エステ」（Ciudad del Este）では、多数の著作権侵害物品及び商標権侵害物品が販売され、積み替えられ、外国に輸送されている（これに対し、特許権侵害事案は、多くないといわれている）。このような状況を受け、米国は、2003年にパラグアイとの間で知的財産権保護に関する覚書を締結し、模倣品対策に積極的に協力してきた。しかし、依然として、模倣品の流通は多く、模倣品を根絶するには至っていない²²。

パラグアイにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段、刑事的手段及び税関での差止がある。中国におけるような行政摘発の制度は、パラグアイには無

²¹ 前掲「侵害ガイド」13頁。

²² 前掲「侵害ガイド」14～15頁。

い。

パラグアイは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが現状である。

2 民事的手段

パラグアイの通常の司法裁判所の系列には、①第一審裁判所（刑事裁判所、民商事裁判所、労働裁判所、青少年裁判所）、②上訴裁判所、及び③最高裁判所がある。第一審裁判所及び上訴裁判所は、パラグアイの各地に設置されている。最高裁判所は首都アスンシオンに所在する。パラグアイでは、特許権侵害訴訟はほとんど無い。では、商標権侵害訴訟や著作権侵害訴訟は有効な選択肢となるかという点、①パラグアイの民事訴訟は、訴訟手続期間が長いという問題があり、第一審で約 2 年間、第二審で約 5 年間かかること、②裁判官の知財訴訟に対する経験が乏しいこと、③弁護士費用・訴訟費用が高額となること、④証拠として採用されるための要求が厳格であること等からすると、あまり有効な選択肢とはいえないといわれている²³。

パラグアイにおいても、他の多くの国と同様、暫定救済措置（仮差止）が認められている。これは、商標権等の有効な権利証書を提出するだけで、正式な判決を受けることなく、①侵害行為の即時停止、②被疑侵害物品及び関連する設備機器等の差押え・押収、③被疑侵害物品及び関連する設備機器等の輸出入の停止を実現することができる制度である。とくに、侵害行為を発見した後すぐに民商事裁判所に暫定救済請求を行うことにより、裁判所の侵害差止命令に基づき、侵害行為の即時停止等を実現できる可能性があることは、暫定救済措置の大きなメリットである。但し、暫定救済措置を申し立てる場合、15 日以内に民事訴訟を提起する必要がある（単独で暫定救済措置のみを申し立てることはできない）ことに留意が必要である²⁴。

3 刑事的手段

（1）総説

パラグアイの刑法は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害行為及び不正競争行為に関する犯罪を規定している。

知的財産権侵害事案における刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。なお、パラグアイには、知的財産権事件のみを取り扱う特別検察官がいる。

（2）刑事処分

²³ 前掲「侵害ガイド」25 頁。

²⁴ 前掲「侵害ガイド」26～27 頁。

商標権又は著作権等の権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察庁に対し告訴状及び証拠等を提出して刑事告訴を行うことにより、比較的短時間で、被疑侵害物品の廃棄等の刑事処分が期待できる。刑事処分の具体的な手続の流れは、以下のとおりである²⁵。

権利者から告訴状を受領した検察官は、まず、予備調査を行い、本当に知的財産犯罪が発生したといえるか否かを確認する。その際、検察官は、裁判所から捜査命令等を取得することにより、警察及び知的財産権者又はその代理人と共に、被疑侵害者の所在する現場でレイドを実施し、被疑侵害物品の差押等を実施する。レイドが終了した後、検察官は、捜査の結果、証拠、専門家の意見等を総合的に考慮して、事件の訴追の必要性の有無を検討する。そして、法執行が必要であると判断した場合には、起訴状及び訴追資料を、裁判所に提出する。この段階で、検察官は、被疑侵害物品に対する専門家鑑定（裁判所に登録されている鑑定人による司法鑑定）を請求する。これを受けて、専門家鑑定が実施され、鑑定人が「侵害である」との判断を行った場合、刑事裁判による判決を待たずに、刑事裁判官は被疑侵害物品に対する廃棄命令を発行し、刑事裁判官の管轄責任の下、当該物品は廃棄されることになる。廃棄コストは、商標権者が負担する。以上の廃棄処分は、刑事裁判による判決を待たずに、6か月から1年という比較的短時間で実施されるため、権利者にとって便利な手続であるといえる。

（3）刑事訴訟

上述した刑事処分に比し、事件が比較的重大であり、侵害者を処罰することが必要であると考えられる場合には、刑事裁判所に起訴することになる。

起訴後の予備審問手続において、裁判所は、事実関係及び証拠その他の事項を確認する。その際、事実関係に不明な点がある場合、証拠が不足している場合、新たな調査すべき事項が判明した場合等には、裁判所が、検察官に対し、追加調査を命じることになる。裁判所が、十分な調査を完了したと判断した場合には、被告人及び検察官に対し、結審するか、口頭審理に進むか、さらに調査を行うか等について意思を確認する。この段階で、当事者の和解が成立することもある。

口頭審理手続において、裁判所は、予備審問手続において収集・調査した証拠に基づき、被告人の罪状認否、検察官の論告求刑、被告人質問等を経て、判決を下すことになる。被告人は、第一審判決を不服とする場合、上訴裁判所に控訴することができる。

なお、パラグアイの刑事システムは、①司法機関関係者（警察官、検察官、裁判官等）の腐敗・汚職の問題、②訴訟遅延の問題、③刑務所が超過密状態にあり、食品・医薬品等が不足して衛生状態が悪いこと等、多くの問題を抱えている。

上記の訴訟遅延の問題に関して付言すると、パラグアイの2000年刑事訴訟法典は、全ての被告人のために、迅速に口頭審理を行うことを要求している。検察官が、拘束された被疑

²⁵ 前掲「侵害ガイド」19～22頁。

者を起訴する場合、期限は 180 日以内とされている。陪審による審理はなく、裁判官が有罪か無罪かを決定する。

4 税関での差止

とくに商標権者にとっては、税関での差止も有効な手段であるといえる。即ち、商標権侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、商標権者は、税関での差止を申し立てることができる。また、パラグアイ税関は、職権で、商標権侵害物品及び不正競争物品の輸入又は輸出を差し止めることができる。

パラグアイ税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査・真贋鑑定等の対応、③権利者から税関への報告、輸出入業者に対する提訴（廃棄の請求）、④専門家関係の侵害認定に基づく裁判官の廃棄命令、⑤廃棄処分となる。

パラグアイでは、2008 年から、商標の税関登録制度が実施されている。パラグアイ税関のネットワークシステム（Sofia System）に商標権の情報が登録されると、パラグアイ国内の税関において、職権での監視対象となる。商標の税関登録を申請する際に必要な書類等は、①税関登録申請書、②商標局の登録商標有効証明書、③登録商標の見本、④権利者のパラグアイにおける連絡先、⑤代理人がいる場合は、公証及び認証を経た委任状、⑥保護を受けたい商品に関する説明等である。商標の税関登録が行われた後の手続は、以下のとおりである²⁶。

税関は、所内のデータベースを使用して通関業務を行う際、もし被疑侵害物品を発見した場合、当該物品を暫時留置しつつ、権利者又は代理人に、被疑侵害物品を発見したことを電子メールで通知する。通知を受けた権利者又は代理人は、被疑侵害物品を現物確認する。もし侵害品であると判断した場合は、そのことを税関に通知するとともに、検察官を通じて裁判所にも通知する。被疑侵害物品は、法的措置がとられるまで、留置される。裁判所は、被疑侵害物品の仮押収命令を発布する。商標権者は、裁判所に対し、専門家鑑定及び被疑侵害物品の廃棄処分を請求する。これを受けて裁判所は、侵害鑑定結果等に問題がないと判断した場合、被疑侵害物品の廃棄命令を発布する。

VIII おわりに

以上、パラグアイの知的財産法制度の概要を紹介したが、パラグアイの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、パラグアイの知的財産に関する法令は、スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。パラグアイの知的財産法制度の概要を英語で知るための情報源としては、例え

²⁶ 前掲「侵害ガイド」23～25 頁。

ば、「Paraguay IP Country Factsheet」²⁷がある。

豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するパラグアイの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、パラグアイの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15036』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第29回 パラグアイ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁷ 前掲「Paraguay IP Country Factsheet」